

## ポイント

- 「酒田市鳥獣被害防止計画」（平成29年3月策定）で定めた基本的な方針や被害の軽減目標の達成に向け、平成30年度から酒田市鳥獣被害対策実施隊を新設し、地域における農作物の被害対策を的確かつ効果的に実施している。

## 事業内容

### ◆鳥獣被害対策実施隊の設置

市長が任命する者によって構成する有害鳥獣被害対策実施隊を設置し、クマの出没による箱わなの設置、撤去、運搬、巡視作業や、鳥類の追払活動などを実施する。

### ◆野生鳥獣被害防止対策の指導者養成費及び実習資材購入費等の支援

被害対策の助言、指導ができる人材を育成することを目的に開催される指導者養成研修会に有害鳥獣被害対策実施隊員が参加する際の旅費及び、実際の指導に必要な資材を購入する。

### ◆有害鳥獣被害軽減事業費補助金

1. 事業内容 鳥獣被害防止のための農用地での電気柵の設置
2. 事業対象者 農業者、農業者グループ等
3. 補助率 1/2以内（県1/4、市1/4）
4. 補助上限額 200千円

## 鳥獣被害対策実施隊員への優遇措置

### 1. 技能講習の免除

一定の要件を満たす実施隊員については、銃刀法に基づく猟銃所持許可の更新等の申請に際して、技能講習が免除される。

### 2. 狩猟税の軽減

実施隊員のうち、主として捕獲に従事することが見込まれる者（対象鳥獣捕獲員）は、狩猟税が非課税。（狩猟者16,500（散弾銃等）円→0円）（平成31年3月31日までの措置）

### 3. 公務災害の適用

実施隊員のうち、民間の隊員については非常勤の公務員となり、被害対策上の災害に対する補償を受けることができる。

### 4. ライフル銃の所持許可の特例

実施隊員であれば、継続して10年以上猟銃の所持許可がなくても、銃刀法に規定する「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」として、ライフル銃の所持許可の対象になり得る。

## 事業目標

### ◆農作物被害額の減少（酒田市）

現状（H28）	37,094千円 ※
（H29）	30,390千円 ※
目標（H31）	30,000千円

※：「農作物の野生鳥獣による被害状況調査」より

### ◆対象鳥獣（酒田市）

ハクビシン、ハシブトカラス、ハシボソカラス、ツキノワグマ、ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、ムクドリ、カワウ



クマ捕獲用の箱わな

●お問合せ  
酒田市 農林水産部 農政課  
複合経営振興係 TEL26-5752